

○外務省告示第二百二十三号

ローマ法王一行の来日に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和元年十一月二十日

一 東京国際空港

外務大臣 茂木 敏充

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域	対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで	東京都大田区	東京都大田区	東京都大田区
	羽田空港	羽田空港（次の図面に示す部分に限る。）	大森南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、京浜島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、羽田五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、羽田旭町（次の図面に示す部分に限る。）、羽田空港一丁目から三丁目まで及び東糀谷六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を	一	北緯三十五度三十一分二秒、東経百三十九度四十八	

順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
分四十八	分四十七	分四十六	分四十六	分十六	分十五	分八	分七	分六	分五	分四	分三	分二
北緯三十四度三十二分二十五秒、東経百三十九度	北緯三十六度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度

対象外国公館等の敷地	対象外国公館等の所在地	期間	<p>二 駐日ローマ法王庁大使館</p>	
東京都千代田区	東京都千代田区	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで		
三番町九番地（次の図面に示す部分に限る。）	三番町九番地二		<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ない方も一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>十五 北緯三十五度三十二分四十七秒、東経百三十九度四十九分十二秒の点</p> <p>十六 北緯三十五度三十二分五十八秒、東経百三十九度四十九分四十五秒の点</p> <p>十七 北緯三十五度三十二分四十七秒、東経百三十九度四十九分五十七秒の点</p> <p>十八 北緯三十五度三十二分二十四秒、東経百三十九度四十九分四十四秒の点</p>

三 ベルサーール半蔵門

<p>対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域</p>	<p>東京都千代田区</p>	<p>一番町（次の図面に示す部分に限る。） 、三番町（次の図面に示す部分に限る。） 、四番町（次の図面に示す部分に限る。） 、並びに九段南三丁目一番から九番まで 及び四丁目一番から七番まで</p>
<p>備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ないとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで</p>	<p>対象外国公館等の 所在地</p> <p>東京都千代田区 麴町一丁目六番四号</p>
<p>対象外国公館等の 敷地</p>	<p>東京都千代田区</p>	<p>麴町一丁目六番（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域</p>	<p>東京都千代田区</p>	<p>千代田一番（次の図面に示す部分に限る。） 、一番町一番（次の図面に示す部分に限る。） 、五番、七番、九番、十一番、十三番、十五番、十七番、十九番、二十一番、二十三番、二十五番、二十七番、二十九番及び三十番</p>

対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	対象外国公館等の 敷地	対象外国公館等の 所在地	期間	四 カトリック関口教会	備考	
東京都文京区	東京都文京区	東京都文京区	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで		<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ないとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
<p>関口一丁目二十八番、三十番、三十一番及び三十五番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び三番から十一番まで（次の図面に示す部分に限る。）及び四番（次の図面に示す部分に限る。）及び四番（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>関口三丁目十六番及び十七番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>関口三丁目十六番十五号</p>				<p>一番、麴町一丁目、二丁目並びに三丁目一番から三番まで及び五番から十二番まで、平河町一丁目一番から四番まで及び六番から九番まで並びに二丁目一番から三番まで並びに隼町一番、二番、三番（次の図面に示す部分に限る。）及び四番（次の図面に示す部分に限る。）</p>

対象外国公館等の区域	対象外国公館等の所在地	期間	備考
東京都文京区	東京都文京区	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで	五 東京ドーム
後楽一丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）	後楽一丁目三番六十一号		<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
		<p>で並びに三丁目、音羽一丁目八番、九番、十四番から二十五番まで及び二十七番並びに二丁目一番、二番、四番及び十二番（次の図面に示す部分に限る。）及び目白台一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）及び二十番から二十六番まで、二丁目一番並びに三丁目一番から十七番まで、十九番から二十一番まで及び二十七番から二十九番まで並びに大塚二丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）</p>	

六 上智大学

対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の所在地	期間	備考		対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
東京都千代田区	東京都千代田区	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	東京都文京区	東京都千代田区
麹町六丁目及び紀尾井町七番（次の図面に示す部分に限	麹町六丁目一番二十五号、紀尾井町七番一号			春日一丁目一番から六番まで及び十三番から十六番まで、後楽一丁目一番から八番まで、小石川一丁目一番から三番まで及び二丁目一番から八番まで並びに本郷一丁目	飯田橋三丁目九番、十番、十一番（次の図面に示す部分に限る。）及び十三番、神田猿樂町二丁目七番及び八番、神田三崎町一丁目、二丁目並びに三丁目四番から九番まで及び十番（次の図面に示す部分に限る。）並びに神田駿河台二丁目十一番

対象外国公館等の所在地	期間	七 長崎空港	<p>区域</p> <p>対象外国公館等に係る対象施設周辺地域</p>	東京都港区	東京都新宿区	東京都千代田区
長崎県大村市	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで			元赤坂二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	四谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに若葉一丁目十五番及び十六番	麹町四丁目及び六丁目、二番町四番から十番まで、十二番及び十三番、六番町三番（次の図面に示す部分に限る。）及び四番から十五番まで並びに紀尾井町一番（次の図面に示す部分に限る。）及び二番から七番まで
箕島町五百九十三番地						る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ないとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

対象外国公館等の所在地	期間	八 平和公園 備考 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。		対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	対象外国公館等の 区域
長崎県長崎市	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで			次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に揚げる 点と七に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	長崎県大村市
松山町六番				<p>一 北緯三十二度五十五分五十二秒、東経百二十九度五十三分五十四秒の点</p> <p>二 北緯三十二度五十五分五十六秒、東経百二十九度五十四分十八秒の点</p> <p>三 北緯三十二度五十五分二十三秒、東経百二十九度五十五分十秒の点</p> <p>四 北緯三十二度五十四分五十一秒、東経百二十九度五十五分四十五秒の点</p> <p>五 北緯三十二度五十四分二十五秒、東経百二十九度五十五分五十秒の点</p> <p>六 北緯三十二度五十四分四秒、東経百二十九度五十五分二十二秒の点</p> <p>七 北緯三十二度五十五分三十三秒、東経百二十九度五十三分四十六秒の点</p>	箕島町五百九十三番地（次の図面に示す部分に限る。）

対象外国公館等の所在地	長崎県長崎市	西坂町四番						
期間	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで							
九 西坂公園	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ない方も一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 対象施設周辺地域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="911 208 1219 595">対象外国公館等に係る対象施設周辺地域</td> <td data-bbox="911 595 1219 925">長崎県長崎市</td> <td data-bbox="911 925 1219 2022">岡町一番から三番まで及び八番、川口町九番から十四番まで、橋口町四番、浜口町二番から五番まで、平野町一番から十番まで、十五番から二十番まで、二十五番及び二十六番、平和町一番から四番まで及び九番から二十八番まで、松山町一番、二番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番から九番まで並びに茂里町四番</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1219 208 1361 595">対象外国公館等の区域</td> <td data-bbox="1219 595 1361 925">長崎県長崎市</td> <td data-bbox="1219 925 1361 2022">松山町五番及び六番（次の図面に示す部分に限る。）</td> </tr> </table>	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	長崎県長崎市	岡町一番から三番まで及び八番、川口町九番から十四番まで、橋口町四番、浜口町二番から五番まで、平野町一番から十番まで、十五番から二十番まで、二十五番及び二十六番、平和町一番から四番まで及び九番から二十八番まで、松山町一番、二番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番から九番まで並びに茂里町四番	対象外国公館等の区域	長崎県長崎市	松山町五番及び六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	長崎県長崎市	岡町一番から三番まで及び八番、川口町九番から十四番まで、橋口町四番、浜口町二番から五番まで、平野町一番から十番まで、十五番から二十番まで、二十五番及び二十六番、平和町一番から四番まで及び九番から二十八番まで、松山町一番、二番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番から九番まで並びに茂里町四番						
対象外国公館等の区域	長崎県長崎市	松山町五番及び六番（次の図面に示す部分に限る。）						

対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の所在地	期間	十 カトリック長崎大司教館	備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	対象外国公館等の区域
長崎県長崎市	長崎県長崎市	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで			長崎県長崎市	長崎県長崎市
橋口町一番（次の図面に示す部分に限る。）	橋口町一番一号				尾上町一番（次の図面に示す部分に限る。）、御船蔵町一番から十三番まで、大黒町一番から十一番まで及び十四番、立山二丁目十五番及び十六番、筑後町一番から四番まで及び七番から十一番まで、中町一番、四番及び五番、西坂町一番から十九番まで、浜平一丁目十七番及び十八番並びに八千代町一番から三番まで	西坂町四番（次の図面に示す部分に限る。）

対象外国公館等の所在地	期間	<p>十一 長崎県営野球場</p> <p>備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ないとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	敷地
長崎県長崎市	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで		長崎県長崎市	
松山町二番五号			<p>上野町、岡町九番、坂本一丁目十二番（次の図面に示す部分に限る。）及び高尾町一番から四番まで、橋口町一番から十三番まで及び十五番から十七番まで、平和町三番から十一番まで及び十七番から二十四番まで、松山町九番（次の図面に示す部分に限る。）及び本尾町一番から五番まで、七番、十四番から二十四番まで、二十五番（次の図面に示す部分に限る。）及び三十四番から三十七番まで（次の図面に示す部分に限る。）及び三十八番並びに本原町三十番</p>	

期間	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで	<p>十二 広島空港</p> <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備えて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域に含まれる道路（道路交通法（昭和十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>対象外国公館等の区域</p> <p>対象外国公館等に係る対象施設周辺地域</p>	<p>長崎県長崎市</p> <p>長崎県長崎市</p>	<p>松山町二番（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>油木町一番から六番まで及び八番（次の図面に示す部分に限る。）、江里町一番から八番まで、大橋町一番から四番まで及び二十一番、岡町、城栄町一番から十三番まで、十六番から十九番まで、二十二番から二十六番まで及び四十一番（次の図面に示す部分に限る。）、城山町三番から十番まで、二十三番から二十七番まで及び二十八番（次の図面に示す部分に限る。）、橋口町四番から七番まで、十七番から十九番まで、二十一番及び二十二番、平和町一番から四番まで、松山町一番（次の図面に示す部分に限る。）、及び五番から九番まで並びに三芳町一番から三番まで</p>

対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
広島県三原市	広島県三原市	次に掲げる点を順次に結んだ次の図面に示す線及び一に揚げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
本郷町善入寺六十四番地三十一	本郷町善入寺及び本郷町上北方（次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 北緯三十四度二十六分十六秒、東経百三十二度五十三分三十五秒の点</p> <p>二 北緯三十四度二十六分三十八秒、東経百三十二度五十四分四十八秒の点</p> <p>三 北緯三十四度二十六分四十秒、東経百三十二度五十五分十七秒の点</p> <p>四 北緯三十四度二十六分三十二秒、東経百三十二度五十五分三十四秒の点</p> <p>五 北緯三十四度二十六分二十九秒、東経百三十二度五十六分十五秒の点</p> <p>六 北緯三十四度二十六分十五秒、東経百三十二度五十六分三十九秒の点</p> <p>七 北緯三十四度二十六分四秒、東経百三十二度五十六分三十九秒の点</p> <p>八 北緯三十四度二十五分五十三秒、東経百三十二度五十六分十五秒の点</p> <p>九 北緯三十四度二十五分五十三秒、東経百三十二度五十五分四十六秒の点</p> <p>十 北緯三十四度二十五分四十六秒、東経百三十二度五十五分三十八秒の点</p>

対象外国公館等の 区域	対象外国公館等の 所在地	期間	十三 広島平和記念公園	備考 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
区 広島県広島市中	区 広島県広島市中	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで		
中島町及び大手町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	中島町一番及び大手町一丁目十番			十一 北緯三十四度二十五分四十六秒、東経百三十二度 十五 北緯二十六秒の点 十二 北緯三十四度二十五分五十四秒、東経百三十四度 十五 北緯三十五秒の点 十三 北緯三十四度二十五分五十四秒、東経百三十二度 十五 北緯三十四度二十五分五十四秒、東経百三十二度 十四 北緯三十四度二十五分四十八秒、東経百三十二度 十五 北緯三十四度二十五分五十三秒、東経百三十二度 十五 北緯三十四度二十五分五十二秒、東経百三十二度 十六 北緯三十四度二十五分五十二秒、東経百三十二度 十五 北緯三十四度二十五分五十二秒、東経百三十二度 十七 北緯三十四度二十六分二秒、東経百三十二度五十 三分二十五秒の点

<p>対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域</p>	<p>備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交法の昭和十五年法律第百五号）第二條第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。道路間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の間並びにこれら道路の間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
<p>広島県広島市中</p>	
<p>中島町、加古町一番から三番まで及び十六番、河原町一番、四番、五番及び七番、土橋町一番、二番及び六番から八番まで、猫屋町一番、二番及び四番から九番まで、本川町一丁目並びに二丁目、一番及び三番から七番まで、十日町一丁目四番から六番まで、基町五番、六番及び十番（次の図面に示す部分に限る。）、大手町一丁目、四丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、本通七番、中町七番、小町三番及び四番（次の図面に示す部分に限る。）、袋町三番から五番まで並びに紙屋町二丁目</p>	